

令和 7 年度群馬県産農畜産物プロモーション業務 受託者選定公募要領

1 趣旨

「令和 7 年度群馬県産農畜産物プロモーション業務」の受託候補者を選定するため、下記のとおり実施事業者を公募する。

2 業務内容

(1) 業務名

令和 7 年度群馬県産農畜産物プロモーション業務

(2) 発注者

群馬県知事 山本一太（担当課：農政部ぐんまブランド推進課）

(3) 業務内容

別添「令和 7 年度群馬県産農畜産物プロモーション業務 委託仕様書」のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

(3) 見積上限額

15,425 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（概算内訳）

区分	業務名	金額
業務 1	メディアミックスによる県産農畜産物の魅力発信	5,775 千円
業務 2	なすの健康面を訴求したプロモーション動画の作成	3,150 千円
業務 3	群馬県こんにゃく消費県民運動の実施	6,500 千円

(4) 委託費の支払い条件

委託業務の検査合格後に提出される委託料請求書に基づき支払う。ただし、必要に

応じて部分払を認めることとする。

(5) 契約保証金の免除

群馬県財務規則第 199 条第 1 項第 6 号により、契約保証金は免除する。

4 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- (1) 委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (2) 過去の業務実績等により、業務遂行に必要な体制やノウハウ等を有していると証明できること。
- (3) 業務執行にあたり、委託者の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告等を適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (5) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (9) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (11) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

5 スケジュール

(1) 参加申込期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）～令和 7 年 5 月 28 日（水）12 時（必着）

(2) 質問受付期間

令和7年5月12日(月)～令和7年5月28日(水)12時(必着)

(3) 質問回答期間

令和7年5月12日(月)～令和7年5月30日(金)

(4) 企画提案書提出期間

令和7年5月29日(木)～令和7年6月6日(金)12時(必着)

(5) 書面審査

令和7年6月中旬

(6) 受託候補者の決定及び通知

令和7年6月中下旬

(7) 契約締結

令和7年6月中下旬

6 参加申込

企画提案の参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年5月12日(月)～令和7年5月28日(水)12時(必着)

(2) 参加申込方法

ア 様式

公募参加申込書(様式1)及び応募資格に関する申告書(様式2)のとおりに

イ 提出方法

件名を「【事業者名】令和7年度群馬県産農畜産物プロモーション業務プロポーザル参加申込」とし、下記13の担当所属宛て電子メールにより提出すること。

なお、電子メール送信後に必ず電話にてメール着信を確認すること。

(3) その他

ア 企画提案の参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。

イ 質問及び企画提案書の提出については、参加申込書を提出した事業者(以下「参加申込者」という。)からのみ受け付ける。

7 企画提案に関する質問及びそれに対する回答等

参加申込者から企画提案書の作成に係る質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年5月12日（月）～令和7年5月28日（水）12時（必着）

(2) 質問方法

ア 様式

質問票（様式3）のとおりに

イ 提出方法

件名を「【事業者名】令和7年度群馬県産農畜産物プロモーション業務プロポーザルに関する質問」とし、下記13の担当所属宛て電子メールにより提出すること。

なお、電子メール送信後に必ず電話にてメール着信を確認すること。

(3) 回答

令和7年5月12日（月）～令和7年5月30日（金）に、参加申込者全員へ電子メールにて回答する。

(4) その他

ア 審査に係る質問は受け付けない。

イ 受け付けた全ての質問及びその回答について、参加申込者全員に共有する。ただし、質問を提出した日時及び事業者は公開しない。

8 企画提案書等の提出

参加申込者は、次のとおり、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式4）

イ 企画提案書（様式任意）

下記の内容を必ず記載すること。

- ・ 業務実施体制（会社所在地、会社概要、過去の実績も記載すること）
- ・ 提案内容（別添仕様書の業務内容を反映すること）
- ・ 業務スケジュール

ウ 見積書

下記の事項に留意すること。

- ・ 業務の実施に必要な経費の内訳を明確にすること。
- ・ 見積書の宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価や数量、単位、消費税及び地方消費税額を明記すること。
- ・ 見積額が見積上限額を超えた場合は無効とする。

エ 事業者の概要がわかるもの(パンフレット等) (任意様式)

オ 個人情報保護に係る責任体制報告書 (様式5)

カ 消費税に係る課税事業者又は免税事業者届出書 (様式6)

キ 暴力団排除に関する誓約書 (様式7) (※注)

ク 登記事項証明書 (現在事項全部証明書) (※注)

ケ 直近の決算に係る財務諸表 (※注)

(※注) 上記キ、ク、ケは「群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。

コ その他、必要な資料

(2) 提出部数及び方法

ア 提出部数

- ・ 上記(1) ア～エの書類 6部 (正本1部及び副本5部)
- ・ 上記(1) オ～コの書類 1部

イ 提出期間

令和7年5月29日(木)～令和7年6月6日(金)12時まで(必着)

ウ 提出方法

- ・ 上記(1) ア～エの正本1部は、下記13の担当所属宛て電子メールによりPDFファイルで提出すること。

なお、電子メール送信後に必ず電話にてメール着信を確認すること。

- ・ 上記(1) ア～エの副本5部及び上記(1) オ～コの書類1部は、下記13の担当所属に、郵送又は持参により提出すること。

なお、持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く、9時から17時までに来課すること。

(3) 提案の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案であった場合
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案であった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出期限経過後の書類を提出した場合
- オ その他企画提案に関する条件に違反した提案であった場合

（4）その他

- ア 提出された企画提案書について、県から内容についての質問及び訂正を求めることがある。
- イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

9 審査

（1）審査方法

書面審査

（2）審査基準

- ア 趣旨・目的の理解に関すること（業務の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- イ 企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性・独自性、構成内容、表現方法等）
- ウ 実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、業務実績）
- エ 積算に関すること（見積金額の妥当性）
- オ 総合評価（全体的な整合性）

（3）契約交渉の相手方の選定方法

審査基準に基づき、審査を行い、最も高い点数の者を受託候補者として決定する。

（4）審査結果

令和 7 年 6 月中下旬を目処に、企画提案書を提出した参加申込者全てに通知する。
また、受託候補者については、県ホームページにて公表する。

（5）その他

審査結果についての問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

10 契約締結等の手続

(1) 契約の締結

ア 採用された企画提案に基づき、業務内容を改めて受託候補者と協議した上で、必要に応じて契約内容を変更して、見積上限額の範囲内で契約を行う。

イ 契約締結に必要な経費は受託候補者の負担とする。

(2) 受託候補者の辞退

ア 特別な事情により契約を締結しない場合は、受託候補者はその理由を明記した辞退届けを提出すること。

イ 受託候補者との交渉が不調に終わった場合に、次に高い点数の者と交渉する場合がある。

(3) その他

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合、契約締結後に契約を解除することがある。

イ 契約相手方が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、県は契約相手方の損害を補償しない。

11 参加申込の取下げ

公募参加申込書を提出した後に参加申込を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式8）を下記13の担当所属宛て電子メールにより提出すること。

12 その他

本要領に定めのない事項が生じた場合又は本要領の事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。

13 担当所属・連絡先

群馬県農政部ぐんまブランド推進課販売戦略係

住所：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（群馬県庁19階）

電話：027-226-3129

メールアドレス：aic@pref.gunma.lg.jp

(エー, アイ, シー, アットマーク, ピー, アール, イー, エフ, トット, ジー, ユー, エヌ, エム, エー, トット, エル, ジー, トット, ジェイ, ピー)